

日本運動器看護学会 編集委員会規程

(名 称)

第1条 本委員会は、日本運動器看護学会編集委員会と称する。

(目 的)

第2条 本委員会は、日本運動器看護学会の会則に基づき、日本運動器看護学会誌（以下、学会誌）の編集および発行を目的とする。

(事 業)

第3条 本委員会は前条の目的を達するため、以下の事業を行う。

- 1) 年1回以上の学会誌の発行
- 2) 学会誌の企画、編集、発行の基本方針に関する事項
- 3) 投稿規定等の制定、改廃に関する事項
- 4) 原稿の受稿、査読、受理に関する事項
- 5) 査読者の推薦に関する事項
- 6) その他、委員会の目的の達成に必要な事項

(委 員)

第4条 本委員会の委員は、理事会が担当理事を選任し、担当理事が正会員の中から委員を推薦する。委員長は担当理事の中から、理事会の議を経て、理事長が委嘱する。委員は理事会の承認を経て、理事長が委嘱する。委員の任期は1年とし再任を妨げないものとする。なお、委員会の構成は10名以内とする。

(委員会の招集)

第5条

- 1) 本委員会は委員長が招集し、議長となる。
- 2) 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者にオブザーバーとして出席を要請し意見を求めることができる。
- 3) 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4) 本委員会の審議事項は、理事会に報告し、承認を得なければならない。また機関誌に公示し、会員に通知する。

(規程の変更)

第6条 この規程は、委員会及び理事会の承認によって変更または廃止することができる。

附則 この規程は、平成29年9月30日から施行する。